

徳島県訓令第2号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部を改正する訓令

県庁総合サービスネットワーク運営規程（平成十二年徳島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

附 則

この訓令は、令和八年三月十三日から施行する。